

平成 18 年度 税制改正速報 2 !

先月に続き、平成 18 年 4 月 1 日以降の税制改正の速報から土地・住宅税制について抜粋しました。

1. 土地・住宅税制関係

- ① 住宅取得資金に係る相続時清算課税制度の特例の延期 …… 非課税枠 3,500 万円については、2 年間延長（平成 19 年 12 月 31 日）されます。
- ② 土地の売買等に係る登録免許税の特例 …… 土地の売買による所有権の移転登記および所有権の信託登記に係る登録免許税の税率が、本則の 2 分の 1 に軽減される。（平成 20 年 3 月 31 日まで。所有権の移転登記 2.0%→1.0% 集権の信託登記 0.4%→0.2%）
- ③ 土地、住宅に係る不動産取得税の標準税率の特例の延長 …… 土地・住宅に係る不動産取得税の標準税率（本則 4%）を 3%に引き下げる措置が、平成 21 年 3 月 31 日まで延長される。住宅以外の商業ビルなどに係る引き下げ措置は廃止されるが、2 年間に限り 3.5%となる。また、宅地取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置は平成 21 年 3 月 31 日まで延長されます。

2. その他

所得税、相続税、贈与税、法人税及び地価税の申告書の公示制度が廃止される。

新会社法が始まります !

5 月 1 日から新会社法が施行されます。新会社法では株式会社が資本金 1 円・取締役 1 人から設立が可能になり、手続きも簡単になります。また有限会社は設立できなくなります。そのかわりに、合同会社（LLC）や有限責任事業組合（LLP）と呼ばれる専門人材の集合体が小額の費用で設立できます。

- ・ 類似商号規制がなくなり、好きな商号が使えるようになる反面、自分の会社の名前を勝手に使われる懸念もあります。
- ・ 有限会社を株式会社にする場合は登記変更のほか、名刺や書類の刷り直しなど諸々の費用が必要です。
- ・ 有限会社ではなかった役員任期、決算広告が必要。いろいろな機関設計や組織再編が出来ます。
- ・ 有限会社のまま残ることの方がメリットの多い場合もあります。
- ・ 株式会社の場合役員の人数を会社の状況に合った最低必要数に変更できる他、取締役会も不要に出来ます。
- ・ 取締役の責任が原則過失責任になります。
- ・ その他、M&A対策や相続対策、配当政策などかなりやり易くなります。

（詳しくは税理士さんにご相談ください）

【情報】

かごしま材の家 金利等優遇制度が始まります

従来の「かごしま材の家づくり 性能保障支援制度」の他に、建築主への優遇策として、鹿児島銀行をはじめ、取扱金融機関から融資を受ける場合 0.1~0.05%程度の金利優遇が受けられます。但し、住宅建設会社又は設計事務所が「かごしま材取扱店」であることと、柱関係の 80%以上に「認証かごしま材」を使うことが条件です。

（取扱金融機関は近日中に公表される予定です）

【定休日】 4 月は 2, 8, 9, 15, 16, 22, 23, 30 日となります

5 月は 4, 5, 6, 7, 14, 21, 27, 28 日となります

ご協力をお願いします。



（お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで）